

陳 述 書

平成26年10月31日

府川謹也 (府川)

1. はじめに

私は現在、獨協大学外国語学部の教授をしており、平成10年2月2日発生の、シャープシステムプロダクト（株）が納入したパソコンから出火した火災事故がきっかけで、本件訴訟の被告・三井住友海上の不適正な保険金支払いというコンプライアンス違反を追及するために、本件訴訟において原告提出の甲第15号証のホームページを平成12年（2000年）2月に立ち上げた者です。

2. 甲第15号証の火災事故について

- (1) この火災事故で、獨協大学の建物である個人研究室とその什器備品および私の研究室内にある書籍等が多大な損害を受け、研究室の建物部分についての損害については大学が掛けていた日動火災の火災保険で損害保険金を請求し、書籍等の損害については、本件訴訟の被告である三井住友海上（当時三井海上）の「生産物賠償責任保険」という保険で賠償保険金の支払いを請求することとなり、被告より依頼された鑑定人が損害調査を行いました。しかしながら、被告とこの鑑定人とが共謀して虚偽鑑定書作成し、

し、そのため、本来私が受け取るべき賠償額より少ない金額を適正な賠償金であるかのように受け取ることとなりました。しかし、その後、本件事故に関係する被告以外の保険会社の関係者から、「あなたはだまされています」という電話を受け、被告らに騙されていることに気がつきました。

- (2) 驚いた私は、被告およびその関係者に甲第15号証で提出した質問書等を送付しましたがことごとく無視され、三井海上は逃げ回るばかりでした。社会的使命を有する保険会社が本来すべきでない不正行為を平気で行った被告らに反省を促そうと、この事例を公開し、広く世間に知らせようとなりました。(甲第15号証)。
- (3) そうしたところ、私のホームページを見た、当時、三井住友海上社員であった原告より連絡があり、私が問題としている一件は「コンプライアンス違反の疑いがあり、社員は会社のコンプライアンス違反を知った場合には会社に報告する義務があるので、事実確認をしたい」と言われたため、原告と会い、この問題について詳しく説明いたしました。
- (4) 私の説明を聞いた原告は、三井海上のコンプライアンス部に、「コンプライアンス違反の不祥事」として報告したようです。しかしコンプライアンス部は、「問題の一件は適正な保険金支払行為であり、コンプライアンス違反には該当しない」と回答したようで、私にはその回答が信じ難いものであったため、原告に対し、「三井海上が適切な保険金支払いであると判断した理由を文書にて説明いただけるように伝えていただきたい」と要請しました。

それを受けて原告は、被告のコンプライアンス部に対し、「通常、

コンプライアンス違反の報告を受けた場合は、その調査結果を文書にて回答するものである。今回も文書にて説明を願いたい」とメールで度々要求してくれたようですが、コンプライアンス部は「文書では回答しない。口頭で回答書を読み上げる」と言い張るばかりのようでした。それでも原告は、「口頭での説明は、後になってから言った、言わないなどの無用のトラブルの原因になるため、会社のことを考えれば文書で回答をしたほうがよいのでそのように願いたい」と、私からの要請にたいして誠実な対応をとってくれました。

- (5) ところが、その後コンプライアンス部から原告に対し、「これ以上、文書で回答を求めるメールを送ってくるのであれば、(原告が使用している)端末(パソコン)を取り上げる」という、全く信じ難いメールが送信されてきたそうです。原告が職務に必要な端末(パソコン)を取り上げられたら、メールのやりとりや会社からの業務連絡、あるいはその他の業務文書の作成ができなくなり、完全に業務遂行不能状態になってしまうのは明らかです。

それだけでも私には信じられない事なのですが、被告はさらに、原告が「業務をしない」ので、原告の人事考課を下げていく考えまで持っていたようです。これを聞いた私は、「世間からは一流企業と目される三井住友海上が人事権を振りかざし、なんと卑怯な真似をするのか」と啞然としました。結局、原告は三井住友海上の恫喝まがいの対応に、渋々「口頭でのみ説明をする」との主張を受け入れざるを得なかったようです。

- (6) しかも、コンプライアンス部が口頭でのみ読み上げた「コンプライアンス違反に該当しない」とする理由は、なんと「特定契約者への利

益供与という保険業法違反の理由であるがため、とても証拠として残せる文書では回答することなどできない」という趣旨の内容だったようです。これを聞かされた私は、「やはり私が、三井海上等に送った質問書などで展開した保険金支払いに関する私の分析は間違っていない」と確信するに至りました。

回答の内容でさらに噴飯ものだったのは、理由を読み上げた後、「この理由はあくまでも社内の社員に通知するためのものである」として、「だから、この内容を社外に漏らしたら、社内の機密を社外に漏らしたこととなり、重い懲戒処分をする」という趣旨の発言があったと言うことでした。

- (7) 私は、自分のホームページで、三井住友海上の行為を「保険金流用疑惑」と呼んで問題にしましたが、それが疑惑どころではなく真実の指摘であったと言える証拠として、三井住友海上が文書による明確な反論をしなかったことに加え、私の「保険金流用疑惑」のホームページについて抗議や法的な差し止め請求を全く行ってこなかったという事実が挙げられます。被告の私に対する保険金支払いが何ら問題ないものであったならば、インターネット上で私への保険金支払いが不適正なものではないかと公然と世間に問われるということは、それ自体が、一流企業にとってみれば由々しき不祥事です。したがって、もし私の主張が真実でなかったとすれば、三井住友海上はホームページの掲載の削除を求めてきてもよかったです。

実際、本陳述書に添付した別紙に記されている通り、三井住友海上は別件において、自社を告発するホームページの内容が事実無根で中傷にあたるとして、インターネットでの公開差し止めを求めた仮処分

申請を行っているので、同様の対策をとっていてもよかつたはずで
す。私がホームページを立ち上げ10年以上経ちますが、そのような
ことは今日に至るまで一切ありません。

もし、被告が原告に伝えたように、保険金の支払いに何の問題も無
いのであれば、「保険金流用疑惑」のホームページがずっとネット上
で人目にさらされていることを放置していることが不思議でなりませ
ん。私が問題にしてきた、三井住友海上と鑑定人との共謀の結果、私
に対して被告が行った保険金支払いが不正であったという私の主張
を、事実であると被告も認識しているため、削除要請やインターネッ
トでの公開禁止の仮処分申請等ができないのであると考えるのがもっ
とも自然だと思います。

- (8) 最後に付言すれば、三井海上の保険金流用疑惑事件後に私なりに損
害保険業界の方々から聴取してわかった事ですが、すべての鑑定人が
保険会社と被害者の間に立つ中立的な立場にいるというのは必ずしも
事実というわけではなく、中には保険会社に有利になるように働き、
鑑定料も保険会社が支払い、保険会社が保険金を支払う時など、さも
その金額が妥当な支払保険金であるかのように保険会社の依頼で鑑定
人が損害額等を操作して鑑定書を書き上げることも決して珍しいこと
ではないということでした。

このような損害保険の趣旨、公的使命にも反する鑑定人との癒着と
もいえる関係について内部告発をした原告は、本来は企業の利益に資
するものとして尊重されるべきであるのに、人事面で著しい不利益を
被っていると聞き、私は釈然としない思いです。

3. 原告の能力、コンプライアンスに関する知識について

- (1) 原告とは10年来のつきあいを続けていますが、コンプライアンスに関して豊富な知識を有していると常々感心しています。いい加減な鑑定人を見抜く力も長けています。
- (2) 私は原告の有するコンプライアンスの豊富な知識を頼り、勤務先の大学においてコンプライアンスに関する講演を依頼しました。日本ばかりではなく、海外におけるコンプライアンスに関わる様々な事例について、資料を駆使してとてもわかり易い説明をしてもらい、学生および同僚教員からはコンプライアンスについて大変良く理解できたと好評でした。
- (3) 原告の提出した甲第16号証の「正しい鑑定人の選び方」という報告書は、鑑定人の仕事がいかにあるべきであるかということが大変良く理解でき、保険のことについては素人の私でさえも改めて原告のコンプライアンスに関する知識が豊富で正確なことがよくわかります。なぜこのような報告書を書くことのできる社員を、被告の三井住友海上は「著しく業務能力が低い社員」として「万年課長代理」のままにしたのか、私にはまったく理解できません。

4. 私が実際に火災事故に逢った経験より

- (1) 原告が「鐘ヶ江鑑定人は事故現場で何らまともに損害調査業務を遂行しようとしなさい」という主張に対し、被告が、鑑定人は事故現場で特に詳しい調査はしなくともよい。また、鑑定書もきちんと書かなければならないという規定も無い旨の鐘ヶ江鑑定人を擁護する主張をしていると原告から聞いて、驚いています。実際に火災事故に逢い、損害保険会社の損害調査を目のあたりにした私は 損害保険会社である被告自身が鐘ヶ江鑑定人を庇うためとはいえ、このようなことを言い出すとは信じられません。被

告と鐘ヶ江鑑定人の異常な癒着が窺い知れます。

- (2) また、被告は「商品管理システムを導入している契約者の事故は、事故時のそのデータを契約者からもらえばそれでよく、特に鑑定人が事故現場で詳しい損害調査をする必要はない」と主張していますが、これも損害保険会社の主張とは思えません。

今や「商品管理システム」は町の「コンビニ」等の商店、メーカーの在庫管理、倉庫管理等でほとんど使用されています。図書館でも、今や貸し出しの際は、その本のバーコードを読んで貸し出す、つまり「商品管理システム」と同じ「蔵書管理システム」を導入しています。

私が遭った火災事故は主に蔵書が被害品です。私も蔵書をパソコンで管理していたら、火災事故の際、私が「これが蔵書管理していたデータから集計した損害額です」と、データを提出したら、被告はそれを鵜呑みにして損害額とするのでしょうか？

蔵書管理データなど、いくらでも操作・偽造できます。そのデータを基に保険金を支払うのでしたら、鑑定人が必要無い上、いくらでも相手の操作・改ざんしたデータ通りに支払うということになります。いくらなんでも苦し紛れの主張であり、鐘ヶ江鑑定人を庇うためにこのようなことを主張しているとしか考えられません。

被告がこのような無謀な主張をしてまで、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所を庇うとはまったく信じ難い事です。

以上

業界不祥事

【保険業界人御用途】
保険 de コミュニケーション
www.hoken-de.com

(2001年4月24日)

【住友海上の告発HP、更改差し止め(仮処分)認められる】

住友海上が、告発サイトの公開差し止めを求めていた裁判で、今日24日、同サイトの公開差し止めの仮処分がなされた(仮処分申請は今日9日)。

問題とされているホームページは、住友海上と静岡県在住の女性との間に結ばれた火災保険契約の裁判について都内在住の男性がアップしたもので、その内容が事実無根の中傷にあたるとして住友海上が同HPの公開差し止めを求めていた。一審では住友海上が勝訴している。

*別ウインドウで開かれています。

Close

[お問い合わせ・追加情報などメール](#)

別紙